

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p><第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(総務課)</p> <p>■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度 公募市民等無作為抽出型登録制度</p> <p>市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出による登録制度を実施している。</p> <p>市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・環境観光の8分野に合計284名に総計 815名(H25.6～H27.6: 284名、H27.6～H29.6: 349名、H29.6～H31.6: 182名)の市民に登録いただいた。</p> <p>平成25年度は平成29年度末までで、8ヶ累計33の審議会等(ワークショップ等を含む。)で当制度を活用し、合計19名累計96名の公募市民を選出した</p>	<p>(総務課)</p> <p>・多くの方に登録いただいているが、登録期間である2年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。</p>	<p>・公募市民、一部事業に係るワークショップだけでなく、より市民が参画でき、討議や意見の把握ができる方法を検討・実施していく必要があると考えます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・より多くの機会が多様な市民の意見等を市政に反映させるため、公募市民等の登録名簿を審議会等に限らず、ワークショップ、市民会議等の参加者選定やアンケート調査その他の広く市民の意見を聴くための事業に使用できるよう「生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日制定、平成29年5月1日改正）」を平成29年度に改正した。</p> <p>この改正を踏まえ、平成29年度において、市民に対して実施するアンケートを登録いただいている185名に送付し、96人から回答を得た。</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・市民参画及び協働事業における評価システムを構築していくか検討が必要。</p>
<p>(秘書企画課)</p> <p>■市民政策提案制度</p> <p>市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。市民の問題意識に即した事業を実施するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成することを目的としている。</p> <p>平成28年2月に要綱を改正し、1人でも提案できるよう、要件を緩和した。</p> <p>平成30年12月時点で5件の応募があり、2件を採択した。</p> <p>1「市民が市に自発的に提案を行う方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の要件 市内に在住、在勤、在学する者10名以上の署名が必要 ・提案できる内容 市民サービスの向上につながるもの・生駒市の活性化に関わるもの・経費の節減、収入の増加、事務能率の向上など市政運営の改善に役立つもの・その他、まちづくりに関するもの 	<p>(秘書企画課)</p> <p>・一定数の市民の総意に基づく提案をより多くの市民に提出いただくため、10名以上の連署が必要であると定めているが、この人数が妥当な要件であるか、今後検証が必要である。</p>			<p>特になし</p>	

<p>2.「市が市民に政策の提案を求める方法」 —市が必要に応じて、提案を求める政策等の目的、提案者の要件、提案できる内容等、提案に必要な事項を公表した上で、市が求める趣旨に合致した提案を募集する。 平成26年4月時点で2件の応募があり、1件を採択した。</p>					
<p>(市民活動推進課) ■参画と協働の指針策定(H25.3) 自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。 策定の際には、市民自治推進会議(当時)及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。 周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。</p> <p>■参画と協働の事業調査 毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。 ・H26年度：187件 ・H27年度：195件 ・H28年度：203件 ・H29年度：245件</p> <p>■「参画と協働」の職員研修 毎年、「参画と協働」の職員研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。 ・H26年度：36人 ・H27年度：全管理職 ・H28年度：51人(5級以下の職員) ・H29年度：52人(5級以下の職員) ・H30年度：50人(3月開催予定・5級以下の職員)</p> <p>■ファシリテーション研修 職員、自治会、NPO関係者に対し、組織の活性化や協働を推進するためのファシリテーション能力を養成する。 ・H25年度：37人 ・H26年度：36人 ・H27年度：36人 ・H28年度：33人 ・H29年度：35人 ・H30年度：36人(2月開催予定)</p> <p>■ワークショップの開催 市民自治協議会及び準備会に対して、今後の地域のまちづくりを考えるワークショップを開催。参加者間での課題共有や解決に向けた具</p>	<p>(市民活動推進課) ■自治基本条例の原則の一つであることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>・平成25年3月策定の「生駒市参画と協働の指針」について、あらゆる機会を利用して理解を深めていく必要があると考えます。</p>	<p>(市民活動推進課) ・庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。 ・「参画と協働」の職員研修のほか、組織の活性化や協働を推進するためのファシリテーション能力の養成に向け、職員、自治会、NPO関係者への「ファシリテーション研修」を実施している。</p>	<p>特になし</p>	<p>・ワークショップ等の具体的なテーマ及び実施回数を明記。</p>

<p>体的な事業提案に向けた検討を行った。 (市民自治協議会) ・やまびこネットワーク (壱分小学校区) (準備会) ・あいさつタウン・南ネットワーク (生駒南・南第二小学校区) ・中地区健康まちづくり協議会 (生駒・桜ヶ丘小学校区) ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 (鹿ノ台小学校区)</p>					<p>・今後、活動を広めて行くためのアクションは？</p>
<p>(農林課) ■生駒市農業祭について、実行委員会段階から市民参加で企画、立案している。</p> <p>(農林課) ■生駒市農業ビジョン推進懇話会では、策定段階から推進まで市民参加で実施している。</p>	<p>(農林課) ■より市民主導で、市民の自主性及び自立性を高めるよう取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(農林課) ■農業者だけではなく、多様な市民の意見を反映させる仕組み作りが課題である。</p>			<p>特になし</p>	<p>・具体的なプランは？また、いつからか？</p>
<p>(商工観光課) ■市内の観光関係の事業代表者に集まってもらい、本市観光行政の企画立案を行っている。</p> <p>■市外県外および外国人の誘客も視野に、市内の観光関連事業者に向けたセミナーやワークショップを開催。受入れ体制の整備と、事業者間の繋がりを推進している。また、生駒市の観光に関するPRにも注力している。</p> <p>(商工観光課) ■商工会議所・大学・観光協会・行政の四者が連携して観光ツアーの企画検討を行っている。</p>	<p>(商工観光課) ・今後は観光関係の事業代表者のみならず、商工業の関係者と連携していくことが課題である。</p> <p>(削除理由：商業関係者との連携も進めている)</p> <p>(商工観光課) ■三者の連携において、継続的にできる事業を検討していくことが課題である。</p> <p>(削除理由：四者で様々なテーマによる事業を継続的に行っている)</p>			<p>特になし</p>	<p>・観光ツアーの企画の成果物を明記。</p>
<p>(地域包括ケア推進課) ■介護予防教室(のびのび教室・脳の若返り教室・コグニサイズ教室・エイジレスエクササイズ教室) 市民ボランティアの協力を得ながら、65歳以上の高齢者を対象として、体操(のびのび教室)、脳のトレーニング(脳の若返り教室)、脳トレと体操を同時に行う教室(コグニサイズ教室)、有酸素運動と</p>				<p>特になし</p>	<p>・高齢者が健康で長生きができるプロセス作りが今後必要。</p>

<p>筋力トレーニングを組み合わせたアンチエイジング教室(エイジレスエクササイズ教室)を開催。</p> <p>(のびのび H27 : 5,159 人、H28 : 5,587 人、H29 : 5,574 人参加。脳の若返り教室 H27 : 4,236 人、H28 : 3,590 人、H29 : 3,215 人参加。コグニサイズ教室 H27 : 169 人、H28 : 567 人、H29 : 509 人参加。エイジレスエクササイズ H28 : 37 人、H29 : 706 人参加。いずれの教室も述べ人数)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■ひまわりの集い</p> <p>住民ボランティア団体の協力を得て、65 歳以上の閉じこもりがちで、孤食の状態にある高齢者の居場所を提供するとともに、社会参加の機会を確保し、栄養や体力づくりの知識の普及を図り、介護予防の啓発を行う。</p> <p>(H26 : 延べ 1,475 人 H27 : 延べ 1,336 人、H28 : 延べ 1,187 人、H29 延べ 1,230 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■いきいき百歳体操</p> <p>週 1 回、定期的に仲間と集い、おもりを使った筋力トレーニングを行うことにより、健康寿命の延伸を図ることを目的とするもの。</p> <p>(H27 : 2 教室、H28 : 16 教室、H29 : 56 教室)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■地域ねっとの集い</p> <p>サロン等地域で福祉活動をしているボランティアグループが集い、互いの活動が地域に根をはり、互いにつながりあい、ともに歩む活動となることを願い、情報交換や交流会、研修会を実施し、ネットワークづくりをさらに推進する。</p> <p>(H27 : 83 人、H28 : 83 人、H29 : 70 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■地域ボランティア講座</p> <p>地域で介護予防・健康づくりに取り組んでいただける人材の養成を行う。H29 は老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。</p> <p>(H27 : 延べ 57 人、H28 : 延べ 49 人、H29 : 延べ 261 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■徘徊高齢者捜索模擬訓練</p> <p>徘徊高齢者の発見、声かけ、保護などの訓練を通じて、認知症の高齢者への接し方を学んでいただき、自治会単位で認知症に関する理解を深めるとともに、認知症に対する偏見をなくすために実施。</p> <p>(H26 : 2 自治会 59 人、H27 : 4 自治会 127 人、H28 : 7 自治会 195 人、H29 : 7 自治会 186 人参加)</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■認知症対策部会</p> <p>市内の医療・介護関係者(医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、作業療法士、介護支援専門員、保健所、市)で構成。①認知症の普及啓発、②認知症予防、③認知症ケアの向上、④多職種連携、に関する</p>					<p>・いきいき百歳体操は効果が出ています。外出のきっかけ、集いの場にもなっています。生駒市オリジナルのものもあればよいかと思います。以前、VHSで作成されたものをDVDにされてもよいのでは。</p>
---	--	--	--	--	--

<p>事項について意見・助言をいただく。 (H28 : 4 回、H29 : 4 回開催)</p> <p>(地域包括ケア推進課) ■支え合い・助け合いを進めるためのワークショップ 高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としたワークショップを開催。 (H28 : 1 回、H29 : 4 回開催)</p> <p>(地域包括ケア推進課) ■認知症支え隊養成講座 教室への同行や散歩の付き添い、電話連絡など、認知症の人やその家族のちょっとした支えとなるボランティア「認知症支え隊」を養成する。 (H28 : 全 4 回延べ 94 人、H29 : 全 4 回延べ 65 人受講)</p>	<p>(地域包括ケア推進課) ・まちづくりに関するワークショップが増え、住民負担が増えていることから、統合していかなければならない。</p>				<p>・住民負担が増えています。統合に賛成です。</p>
<p>(健康課) ■いこま食育ラウンドテーブル 育児サークル、PTA や健康づくり推進員等の市民団体、生産流通業者、保健所職員等で構成。食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画である第 2 3 期生駒市食育推進計画の進捗管理及び計画のシンボルである「お食の日」の実践に向けての検討・調整の場として位置づけている。状況の把握・検証、食育の実践に向けた具体的な取組みについて検討・調整を行っている。</p>	<p>(健康課) ・食育推進にあたり、市民の自主性及び自立性を高めるために、引き続き取組みを進めていく必要がある。</p>			<p>特になし</p>	<p>・次世代を担う子どもたちに食育は重要なテーマだと思う。具体的な取り組みが不可欠。</p>
<p>(地域医療課) ■生駒市病院事業推進委員会 病院事業計画、指定管理者と締結する病院の管理に関する協定、病院事業の運営状況の改善について、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議しています。(公募市民 3 名)</p> <p>(地域医療課) ■生駒市立病院管理運営協議会 生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させています。(公募市民 3 名)</p>		<p>・より一層、市民が主体のまちづくりを進めていくため、各種まちづくりを実践している団体・グループ・市民のつながりを深めるよう交流の機会があればいいと考えます。</p>	<p>(地域医療課) 生駒市病院事業推進委員会、生駒市立病院管理運営協議会の開催にあたり、事前打合せによる意見把握の機会を設けています。</p>	<p>特になし</p>	<p>・生駒市病院事業推進委員会及び生駒市立病院管理運営協議会のメンバー明記(学識〇名、市民〇名等)</p>

<p>(都市計画課)</p> <p>■「いこま塾」「いこま塾まちづくりワークショップ」「まちづくり井戸端会議」の開催</p> <p>自ら積極的にまちづくり活動を行える新たな人材の発掘と育成を目的に、学識経験者などを講師として、幅広い分野から今後の本市のまちづくりに関する知識を習得する連続講座「いこま塾」を開催した。(平成 22,24,26 年度)</p> <p>また、まちづくりを行うためのコミュニケーションや情報伝達のスキルアップと仲間づくりの手法を学ぶことを目的に、いこま塾の卒塾生を対象に「いこま塾まちづくりワークショップ」を開催した。(平成 23,25,27 年度)</p> <p>平成 28 年度からは、生駒市の将来を担う子どもたちに都市計画やまちづくりについて楽しみながら学習する機会の提供を行った。(平成 28,29 年度)</p> <p>当面は、この 2 年 1 サイクルを基本に、この取組みを継続的に実施し通し、市民主体のまちづくりを実践していただける市民の皆さんを醸成にしていきたいと考えているに努めた。</p> <p>また、これらの機会を通じて知り合いになられた皆さん方が、ざっくばらんにお話しできる機会づくりとして、平成 23 年 11 月から毎月 1 回定期的に「まちづくり井戸端会議」を開催している。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>■学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議</p> <p>生駒市総合計画及び都市計画マスタープランで「地域拠点」と位置付けている学研北生駒駅周辺地区について、平成 26 年度に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現にむけての計画期として、関係者(地権者・事業者・学識者・自治会など)とともに会議を開催し、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進している。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>・都市計画マスタープランの実現に向け、まちづくりをより一層市民と協働で進めるため、まちづくりについての市民の意識を市民参加から市民主導へ誘導する必要がある。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>・構想の実現に向け、関係者により一層主体的に関わっていただくことにより、協働によるまちづくりを進めていく必要がある。</p>	<p>・より一層、市民が主体のまちづくりを進めていくため、各種まちづくりを実践している団体・グループ・市民のつながりを深めるよう交流の機会があればいいと考えます。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>・事業を開始した平成 22 年度と比較して、市民参画の意識が普及し、協働のまちづくりの推進により各施策において種々の取り組みがあり、当事業以外でも学習・交流の場が増加している。そのため、今後は出前授業やどこでも講座を利用し、まちづくり学習を進める。</p>	<p>特になし</p>	
<p>(建築課)</p> <p>■いきいき交流会の実施 (H27. 2 まで)</p> <p>多くの郊外型住宅地では、高齢化が進むとともに空き家になるケースが多くなってきていることから、空き家対策として、地域コミュニティの活性化を目的にモデル地区(萩の台住宅地)で空き家対策地域交流会を定期的に行っている。平成 27 年度以降は、自治会主体で開催。</p>	<p>(建築課)</p> <p>■開設当初に比べ、地域の主体性がみられるようになってきたが、地域全体として活性化していくには、時間がかかると思われる。</p>			<p>特になし</p>	
<p>(みどり公園課)</p> <p>■生駒市景観形成基本計画の策定 (H26. 4)</p> <p>策定の際には、景観形成基本計画策定懇話会(当時)及び景観審議会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、ホームページに掲載した。</p>	<p>(みどり公園課)</p> <p>広く、市民に周知・啓発すること。</p>			<p>特になし</p>	
<p>(生涯学習振興課)</p> <p>■自主学習グループの登録グループの促進</p>	<p>(生涯学習振興課)</p> <p>・まちづくり人材バンクの登録や活用が活性化されて</p>			<p>特になし</p>	<p>・自主学習グループ、まちづくり人材バンクの原点は、「全国生涯学習まちづくり協会」の協力、</p>

<p>(生涯学習振興課)</p> <p>■自主学習グループの学習活動を活発にし、人材育成を目指し、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</p> <p>(生涯学習振興課)</p> <p>■専門的な知識や経験、技能をお持ちの方やグループに地域で活躍していただくために、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</p>	<p>いない分野についての取り組みをすす進める。</p>				<p>指導を受けたと思っています。現在は、連携はありますが、コーディネーターの活用はされているのでしょうか？</p> <p>・「フェスタ」は見直しの必要があると思います。次世代交流の支援を。</p> <p>・具体的にはどんなプランがあるか？</p>
<p>(土木課)</p> <p>■宝山寺参詣線修復整備事業</p> <p>本市を代表する歴史的景観を形成している宝山寺参詣線は、近年、石段の不等沈下等の老朽化が進行しているほか、沿道住民の高齢化に伴い、歩行者の安全確保及び歴史的景観の復元が求められていることから、複合的な修復整備を計画的に行っている。</p> <p>修復整備を行うにあたり、設計段階から地元自治会等と協議を重ね、連携してきた。</p> <p>(工事期間：平成 25 年度～平成 31 年度予定)</p>				<p>特になし</p>	
<p>(教育総務課)</p> <p>■通学路の合同点検</p> <p>平成 24 年度から年に一度、市内小学校、P T A、地域住民、教育委員会、県・市道路管理者、警察が小学校通学路の危険箇所について合同点検を実施し、対策の是非や対応策を検討した後、各所管で対策を行っている。</p> <p>対策状況をホームページに掲載し、周知した。</p>	<p>(教育総務課)</p> <p>・対策内容を実施する際、対策箇所周辺住民との調整が必要である。</p> <p>・行政のみならず、P T A や自治会、教員等多くの関係者を参集するため、年に一度の開催にとどまることが課題である。各関係者が円滑に連絡を取ることができるよう、ネットワークを構築する必要がある。</p>			<p>特になし</p>	
<p>(こども課)</p> <p>■就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップの実施（平成 30 年 3 月策定）</p> <p>教育大綱に基づき就学前教育・保育のあり方に関する今後の市の方向性を定める基本方針策定のため、保護者、地域及び職員の具体的なニーズを把握するためのワークショップを実施した。</p>				<p>特になし</p>	
<p>(子育て支援センター)</p> <p>■「就園前の子育て支援に対するワークショップ」(H30 年度実施)の開催</p> <p>教育大綱に基づき、保育所や幼稚園などに就園する前の子育て支援について、保護者のニーズ等を踏まえ、就園前の子育て支援についての</p>	<p>(子育て支援センター)</p> <p>・ワークショップでの意見を、地域住民等が主体となった支援の取組の具体化へ繋げることが必要である。</p>			<p>特になし</p>	

考え方、方向性を検討する。

--

--

--

--

--

条 文	解 説
<p>(総合計画等の策定)</p> <p>第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。</p> <p><第2項> 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。</p> <p><第3項> 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(秘書企画課)</p> <p>■第5次総合計画（平成22年3月策定）</p> <p><基本理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民主体のまちづくり 2 自助・共助・公助 3 持続可能な都市経営 <p><総合計画の構成と期間></p> <p>基本構想：平成21年～平成30年度</p> <p>基本計画：前期（平成21～25年度） 後期（平成26～29年度）</p> <p>策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する生駒市総合計画審議会における計画案の審議を経て、計画を策定した。</p> <p>(秘書企画課)</p> <p>■後期基本計画の策定（平成25～26年度）</p> <p>前期基本計画の計画期間満了に伴って、基本計画を見直すため、市長からの諮問に応じて総合計画審議会において審議を重ね、本市の総合計画のあり方について平成25年10月に中間答申がなされるとともに、後期基本計画案の策定が行われた。今後、パブリックコメントの実施を経て最終答申を受けたのち、平成26年6月の策定を予定。</p> <p>(秘書企画課)</p> <p>■後期基本計画の見直し（平成27年度）</p> <p>新市長のマニフェストの反映と「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する施策の追加を行うため、計画の見直しを行った。</p> <p>また、前市長が任期途中で退任したため、新市長の任期に合わせる形で計画期間を1年間延長した。</p>	<p>(秘書企画課)</p> <p>・地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されたが、本市においては、総合計画のあり方について総合計画審議会からまちづくりの基本指針として今後も策定するとの答申を受けたところである。次期基本構想の策定については、従来よりも長期間を前提として計画期間を検討するとともに、自治基本条例との役割分担も踏まえた検討が必要である。</p> <p>また、基本計画の策定については、基本計画と各行政分野ごとの計画の関係や役割について整理し、今後の基本計画のあり方について再度検討していく必要がある。</p>	<p>・総合計画と各行政分野ごとの計画との整合性や評価等について、きめ細かい精査を行うとともに、各計画の進行管理ができていないものもあるため、進行管理手法を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>(秘書企画課)</p> <p>・現在策定中の第6次総合計画においては、同時期に策定を行っている分野別計画と整合性をとることはもちろん、近年改定を予定している分野別計画に記載すべき内容も考慮して、総合計画の策定作業を行っている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文としては、現行で良い。</p> <p>・「地域防災計画」などは想定を超えた災害にも対応できる想定が必要だと思う。また、「都市計画マスタープラン」においては、「生駒市総合計画」との整合性や総合イメージの説明が必要だと思う。</p> <p>・計画により進行管理の手法も各担当課に委ねられており、またその実施も徹底されていません。総合計画とともに適正な進行管理手法を確立することが必要と考えます。</p>

<p>(秘書企画課) ■第6次総合計画の策定（平成29～30年度） 第5次総合計画の計画期間が平成30年度末で満了することに伴い、平成31年度から概ね20年間の市のビジョン及び今後5年間の具体的な取組を示す「第6次生駒市総合計画」を策定している。今後、パブリックコメントの実施を経て最終答申を受けたのち、平成31年3月に策定予定。</p> <p>(秘書企画課) ■総合計画の進行管理（平成22年度～） 第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度から総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3～42～3回の会議を開催し、実施している。進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。</p> <p>(秘書企画課) ■生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（平成27年12月） 人口減少の歯止め、東京圏への人口集中を是正するため、地方版総合戦略として、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。子育て層、特に女性をターゲットとし、『女性が活躍しながら、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒』を実現することで、出生率の向上と子育て世帯の定住促進・転入増加を図る。</p>	<p>(秘書企画課) ・平成22年度より検証を開始しており、庁内にも進行管理は概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差がある。り、今後も継続的に各所属の会議への出席を求め、全庁的に進行管理を定着させる必要がある。また、行政分野ごとの計画については、今後、進行管理が行われているかどうかを把握し、進行管理の定着に向けた仕組みづくりが今後の課題である。</p>	<p>・総合計画の進行管理を定めています。が、予算編成、行政評価を連動させたPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を進めていく必要があると考えます。</p>	<p>(秘書企画課) ・行政評価と予算編成の連動が課題であると認識しており、現在策定中の第6次総合計画では、目指すまの姿として、総合計画と財政、組織が連動することを掲げて、必要な取組を実施する予定。</p> <p>(秘書企画課) ・分野別計画でも進行管理が浸透してきているが、総合計画を通して、今後も進行管理の必要性を浸透させていく。</p>	<p>特になし</p>	<p>・地域防災計画はいつ策定されたのか？またその市民への広報はどのように実施したのか？を明記。</p>
<p>(防災安全課) ■地域防災計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表、公募市民等による防災会議を開催し、地域防災計画の作成及びその実施の促進を行っている。</p> <p>(防災安全課) ■国民保護計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表等による防災会議を開催し、国民保護計画の作成及びその実施の促進を行っている。</p>					

<p>(財政経営課) ■生駒市行政改革大綱 (平成 24 年 3 月策定) <目的> 市民満足度の向上 <基本目標> 自立型自治体への変革 <理念> 1 協働 2 効率 3 自立 <推進期間> 平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。</p> <p>生駒市行政改革大綱は、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、「第 5 次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、更に効果的・効率的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。</p> <p>策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する生駒市行政改革推進委員会での意見を反映し、策定した。</p> <p>(財政経営課) ■生駒市行政改革大綱行動計画の策定 「生駒市行政改革大綱」を受けて、「なにを、いつまでに、どのようにするか」という具体的な取組を示したものである。「生駒市行政改革大綱」で定めた基本理念と取組方針(重点事項)に沿って、個々の取組項目を設定し、具体的な取組内容を掲げ、得られる効果として達成目標を定めている。 <期間> 前期行動計画：平成 24 年度、平成 25 年度 後期行動計画：平成 26 年度から平成 28 年度まで</p>	<p>(財政経営課) ・生駒市行政改革大綱の期間が平成 28 年度までであるため、新たな行政改革大綱を策定する。 新たな行政改革大綱では、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取り組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらをさらに発展させ、職員・組織・仕事の質の向上や市民との協働を基調とした行政運営の仕組・規範の改革を実現し、財政の安定化を図る必要性や、「社会保障関係費の増加」「公共施設やインフラ施設の更新」が見込まれ、これらの課題に対して迅速かつ的確な対応ができなければ、行財政運営に重大な影響を及ぼすため、徹底した行財政改革を行い、歳出削減等に取り組む必要性について記載する。</p> <p>(財政経営課) ・新たな行政改革大綱の策定に伴い、行動計画を策定する。 行動計画では、年度ごとの取組・数値目標を設定した前行政改革大綱行動計画を発展させ、より具体的な目標を検討し、目標を実現するための具体的な取組について、その実現性も踏まえてより明確なものとするよう見直す。</p>				
<p>(環境モデル都市推進課) ■総合計画に即して「環境基本計画」を策定しており、昨年度は市民・事業者・行政からなる「環境基本計画推進会議」で 5 年目の見直しを行った。また、「環境基本計画」に基づき、「生駒市エネルギービジョン」を策定した。</p>				<p>特になし</p>	

<p>(農林課)</p> <p>■生駒市農業ビジョンの策定</p> <p>多様な担い手による持続的な発展により、生駒市の農業の推進と人に優しい生活環境の保全を図るため、平成 25 年 4 月に農業ビジョンを策定した。</p> <p>現在、同ビジョン策定による効果を検証したうえで、平成 31 年度の新たな農業ビジョン策定に向けて進めている。</p> <p>策定に当たっては、学識経験者や農業者団体等により構成する推進懇話会、市民とのワークショップ、飲食店へのヒアリング等により広く意見を聴取している。</p>					
<p>(環境保全課)</p> <p>■「一般廃棄物処理基本計画見直し」</p> <p>H 2 2 年 8 月 環境審議会からごみ減量化専門部会に見直し依頼</p> <p>H 2 3 年 2 月 ごみ減量化専門部会から環境審議会に報告</p> <p>H 2 3 年 3 月 環境審議会から市長に報告</p> <p>H 2 3 年 3 月 パブリックコメント 6 名 1 6 件の意見あり</p> <p>H 2 3 年 5 月 策定</p> <p>現在、P D C A サイクルによる進行管理 (計画の期間は 2 0 2 0 年度末まで)</p>				特になし	・進行管理の結果の広報は？
<p>(人権施策課)</p> <p>■生駒市人権施策に関する基本計画(第 2 次) (平成 31 年 3 月策定予定)</p> <p>本計画は平成 17 年 12 月に策定されており、インターネットによるいじめや L G B T 等の性的マイノリティなど、人権に関わる社会情勢も変化していることから、あらためて人権に関する市民意識調査を実施し、現状を把握するとともに、これまでの意識調査との比較により、人権に関する施策の成果の検証を行い、人権教育・啓発を推進する。</p>	<p>(人権施策課)</p> <p>・奈良県において、基本計画の見直しを進めていることから、整合性を図る必要がある。</p>			特になし	
<p>(高齢施策課)</p> <p>■生駒市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定 (H30.3)</p> <p>学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただいた介護保険運営協議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し策定した。計画期間は、平成 30 年度からの 3 年間で、毎年実行状況を整理し、点検・評価を行う。</p>				特になし	

<p>(障がい福祉課)</p> <p>■第5期生駒市障がい者福祉計画の策定</p> <p>地域の医師・学識経験者・当事者団体・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会を4回にわたり開催し(H29)、第5期生駒市障がい者福祉計画の策定について審議を重ねた。</p>				特になし	
<p>(健康課)</p> <p>■第2期健康いこま21計画の策定(H25.11)、中間見直し(H30年度)</p> <p>策定にあたり懇話会を開催。公募市民や関係機関の代表者と共に、計画の主旨、方針の理解を得ながら検討した案に対して、パブリックコメントを反映した計画策定に努めた。</p> <p>2018(平成30)年度は計画策定中間年度であり、策定後の5年間の進捗状況の確認として、事業等の効果を測る目安として設定している目標指標および市や第2期健康増進計画策定懇話会参加機関の取り組みについて調査を実施。その後、生駒市健康づくり推進員連絡協議会や郡山保健所の意見を評価に反映し、中間報告書を作成。(H30.12)</p>	<p>(健康課)</p> <p>・策定を目的とした公募参加者の場合、策定後の進行管理までは求めている。進行管理における市民参加が必要かどうか判断しづらい。</p>			特になし	
<p>(都市計画課)</p> <p>■都市計画マスタープランの策定</p> <p>人口減少社会の到来や厳しい行財政状況など、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから、将来における適切な対応を図っていく必要があること、また、上位計画である「生駒市総合計画(基本構想)」及び「奈良県都市計画区域マスタープラン」の改定・見直しとの整合を図る必要があることから、平成13年に策定した「生駒市都市計画マスタープラン」の見直し作業を平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で行った。</p> <p>見直し作業においては、学識経験者・団体代表・公募市民をメンバーとした「生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会」、「都市計画マスタープラン専門部会」を設置し、市民意識調査等の結果を踏まえ、広く市民参加を行いながら見直し作業を進め、平成23年3月に策定作業が完了した。</p> <p>その後、上位計画である「第5次生駒市総合計画後期基本計画(平成26～29年度)」が策定されたことに伴い、後期基本計画に則する必要がある部分について見直しを行い、平成26年9月に改訂を行った。</p> <p>また、平成32年に現在の都市計画マスタープランが目標年次を迎えることから、上位計画であり現在改定作業が進められている「第6次生駒市総合計画」及び「奈良県区域マスタープラン」に即した計画となるよう、2030年を目標年次とした次期都市計画マスタープランの平成32年策定を目標に改定検討を進めている。計画策定に向け、地域特性や地域住民の意識を把握するとともに、地域での活動づくりを目指し、地域ワークショップを開催している。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>・都市計画マスタープランの上位計画である第5次総合計画において、5年毎に策定される後期基本計画を平成26年度から新たに策定する必要があることから、その計画の見直しと並行して都市計画マスタープランの見直しを行う必要がある。</p> <p>都市計画マスタープランの上位計画である「第6次生駒市総合計画」及び「奈良県区域マスタープラン」の改定に向けた作業が進められていることから、上位計画に即した計画となるよう、関係部署との情報共有を図りながら、改定検討を進める必要がある。</p>			特になし	
<p>(みどり公園課)</p> <p>■生駒市景観形成基本計画の策定</p> <p>生駒市の魅力ある景観づくりの実現に向けて推進することを目的に</p>				特になし	<p>・計画以外の景観形成のガイドライン等の具体策は実施されているのかを明記。</p>

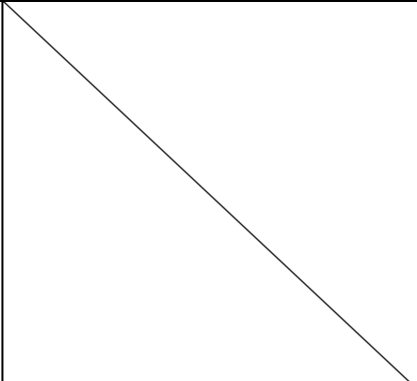
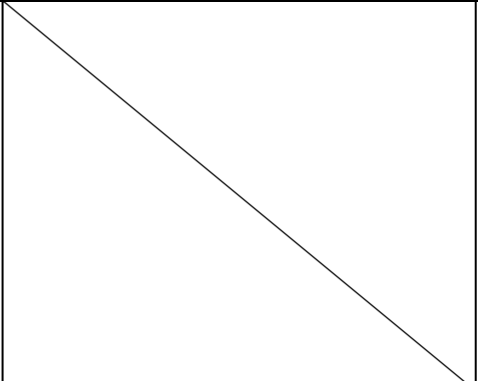
<p>生駒市景観形成基本計画の策定をおこなった。策定においては、学識経験者、団体代表、公募市民をメンバーとした生駒市景観形成基本計画策定懇話会及び景観審議会での委員の意見やパブリックコメントを反映し、平成26年4月に策定した。</p> <p>(みどり公園課)</p> <p>■緑の基本計画の策定(H16.9)</p> <p>緑の基本計画は、都市緑地法に基づき生駒市が定めた総合計画の緑に特化した計画である。計画の基本的な考え方は、本市の都市づくり・まちづくり全ての分野にわたる基本方針である「生駒市総合計画」の基本構想を上位計画とし、また、都市計画に関する基本的な方針を定めた「生駒市都市計画マスタープラン」にも整合している。</p> <p>緑の基本計画の基準年次は平成12年とし、目標年次は32年とした20年間の計画。</p> <p>緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化推進のため、緑の市民懇話会、生垣助成制度、保護樹林・保護樹木制度、樹林地バンク制度、花と緑のボランティア養成講座、市民の森事業、花と緑の景観まちづくりコンテスト、花と緑のわがまちづくり助成制度等の事業を推進している。</p>	<p>(みどり公園課)</p> <p>・現計画策定から14年が経過し、この間、法令の改正が行われるとともに、都市構造等が変化しており、それに伴い計画を見直し、新たに策定する必要がある。</p>				<p>・屋外広告物についてのコメント明記。</p> <p>・町の声として：特定の場所(光陽台)だけが花と緑が豊かであるのはなぜか？</p>
<p>(生涯学習振興課)</p> <p>■生駒市社会教育基本方針の策定</p> <p>社会教育委員会議で、生駒市社会教育基本方針を定めており、毎年重点目標を定めて生涯学習推進のための施策を進めている。</p>	<p>(生涯学習振興課)</p> <p>・社会教育会議の実施は年に2回にとどまっており、社会教育委員の意見が反映できていない。今後は積極的に市の事業にご参加いただき、社会教育委員の視点として事業に参加し、意見を反映する仕組みを確立するよう努めていく。</p>			特になし	
<p>(スポーツ振興課)</p> <p>■生駒市スポーツ振興基本計画の策定(H23.3)</p> <p>体力や年齢に関わらず、市民一人ひとりがだれでも興味や目的に応じて、生涯スポーツに親しめる環境をつくるため「生駒市スポーツ振興基本計画」を策定。</p> <p>策定の際には、スポーツ振興審議会(当時)及び生駒市スポーツ振興基本計画案策定会議での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、市ホームページへの掲載や、関係団体等への配布、市社会体育施設への設置。</p> <p>基本計画の基本方針や基本目標の達成に向け、スポーツ振興基本計画実施計画、生駒市北部スポーツタウン構想を策定。</p>	<p>(スポーツ振興課)</p> <p>・基本計画の5つの基本目標を実現するために設定している数値目標の達成に向け、今後も取り組みを進めていくとともに、既に達成している目標については、数値目標設定の見直しを図る。</p> <p>本計画内の重要施策「総合型地域スポーツクラブの設置・運営」であるが、地域住民により自主運営されている総合型地域スポーツクラブの認知度や理解度が低</p>			特になし	

<p>(スポーツ振興課)</p> <p>■生駒市スポーツ推進計画の策定 (H29.2)</p> <p>子どもから高齢者までそれぞれの世代やニーズに対応するとともに、障がいのある人も障がいの種別や程度にかかわらず「だれもが気軽に運動やスポーツを行うことができる環境の整備・充実」と、地域に根差し、生涯にわたってスポーツを継続するための「総合型地域スポーツクラブの支援」、「スポーツに関する情報提供体制の充実と指導者の人材育成・活用」の3つを基本方針とし、豊かなスポーツライフの実現に取り組むため「生駒市スポーツ推進計画」を策定。(生駒市スポーツ振興基本計画後期計画)。</p> <p>策定の際には、生駒市スポーツ推進審議会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>推進計画の基本方針や基本目標の達成に向け、関連事業のとりまとめを行い、計画の進行管理を実施。</p>	<p>いため、今後は、総合型地域スポーツクラブの存在を、より多くの市民に正しく伝えていくことが必要である。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>・推進計画の5つの基本目標を実現するために設定している数値目標の達成に向け、様々な取り組みを進めているが、今後は、さらに総合型地域スポーツクラブの発展を支援するとともに、体育施設指定管理者や生駒市体育協会、地域のスポーツ団体等と連携・協力して、個々の体力や年齢等に関わらず、市民一人ひとりが興味や目的に応じて、地域スポーツ、生涯スポーツに親しめる環境をつくる必要がある。</p>				<p>・スポーツ推進計画について進行管理しているとのことだが、その具体的な内容を明記。(計画のモニタリングへの市民参加も重要と思われる)</p>
<p>(こども課)</p> <p>■生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定 (平成 27 年 3 月策定予定)</p> <p>子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定に基づき、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における子ども・子育て支援事業の今後 5 年間における需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない。また、計画策定に当たっては、子育ての当事者等の意見を反映するために、条例の定めるところにより、子ども・子育て会議を置くように努めるものとされており、生駒市子ども・子育て会議の委員にも公募市民や幼稚園・保育所の保護者代表等に参加していただいている。</p> <p>(こども課)</p> <p>■生駒市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定 (2020 年 3 月策定予定)</p> <p>教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業等が円滑に実施できるよう、子ども・子育て支援法第 6 1 条の規定に基づき、第 2 期の子ども・子育て支援事業計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査 ・ワークショップ(1回) ・子ども・子育て会議 	<p>(こども課)</p> <p>・本計画については、計画を策定すれば終わりというわけではなく、引き続き子ども・子育て会議において子育て支援施策の実施状況を調査審議する等、継続的に点検・評価・見直しを行っていく必要がある</p> <p>(こども課)</p> <p>・本計画については、計画を策定すれば終わりというわけではなく、引き続き子ども・子育て会議において子育て支援施策の実施状況を調査審議する等、継続的に点検・評価・見直しを行っていく必要がある。</p>			<p>特になし</p>	

条 文	解 説
<p>(説明責任) 第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>【解説】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	/	/	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文としては、現行でよい。 ・ 適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。 ・ 市民にわかりやすく説明する方法は、今後もより良い方向に模索する必要があると思う。 ・ 計画の進行管理手法（評価手法）の見直しに併せて、市民への情報提供の方法も見直されてはどうかと考えます。

条 文	解 説
<p>(意思決定の明確化) 第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】 意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条文としては、現行でよい。 ・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。 ・市民それぞれの情報先や情報収集力に差があるので、全ての住民に伝わるように引き続き検討が必要だと思う

条 文	解 説
<p>(行政組織)</p> <p>第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(秘書企画課)</p> <p>【行政全般】</p> <p>条文の規定どおり。 横断的な連携や調整を図り情報の共有化を図っている。</p> <p>■主な組織・機構改革</p> <p>平成24年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活安全課を市民部へ、産業振興業務を生活環境部へ移管し、「生活環境部」の名称を「環境経済部」に変更 水道局を上下水道部へ名称変更 福祉支援課の支援係を支援係と介護予防等を中心とした「予防推進係」に分割など <p>平成25年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉健康部を「福祉部」と「こども健康部」へ再編 市民活動推進センターを施設として位置付けなど <p>平成26年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に関する事務を教育委員会からこども課へ移管し、学童保育に関する事務をこども課から教育委員会へ移管 生涯学習課と施設管理課を統合し、生涯学習課が生涯学習施設の管理を所管 開発部を都市整備部に統合など <p>平成27年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書課と広報広聴課を統合 下水道管理課と下水道推進課を統合など <p>平成28年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画政策課を政策企画推進課として市長公室に移管。企画財政部の名称を総務部に変更 環境経済部にいこまの魅力創造課を新設し、市長公室から市民活動推進課を移管。名称を地域活力創生部に変更 高齢施策課内に地域包括ケア推進室を新設 都市計画課内に学研推進室の新設 教育総務部にこども課、子育て支援総合センターを移管し、名称を教育振興部に変更 <p>平成29年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉健康部に地域包括ケア推進課を新設 	<p>(秘書企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に分かりやすい組織の名称・体制を整えるとともに、効率的な事務の実行に向けた組織を構築する必要がある。 			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「責任を明確にして」とは、「誰の」「どのような」「責任」なのか不明確。そのような施策を選び取ったことについての「説明責任」のことか。 積極的に進められていると思う。 複数の課で業務が輻輳しており、分かりやすさに欠けているため、整理が必要と考えます。 分野横断的な政策課題が多くなる中で、複数の課で効率的、効果的な政策を立案、実施できる体制整備が必要と考えます。

<ul style="list-style-type: none">・都市計画課内に住宅政策室を新設 など 平成30年4月 <ul style="list-style-type: none">・秘書課と政策企画推進課を統合・総務課と情報政策課を統合・経済振興課を農林課と商工観光課に分割 など					
--	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(職員政策)</p> <p>第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。</p> <p>2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては、定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方公務員法】 (任用の根本基準)</p> <p>第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。 (勤務成績の評定)</p> <p>第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。</p> </div> <p><第2項> 市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質及び能力の向上並びに多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(人事課)</p> <p>【行政全般】 各所属において、各種専門研修等に派遣し、スキルアップに努めている。</p> <p><第1項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員への人事評価制度の導入 ・事務職に対する新たな昇給昇格制度の導入 ・保育士・幼稚園教諭に対する新たな昇給昇格制度の導入 ・技能職の昇格制度の見直し ・年功主査の廃止を決定 ・新たな再任用制度の運用（勤務日数選択等） ・新たな任期付職員（特定任期付職員）の制度の整備 ・人事評価制度の適正運用と効果的な人材育成・人員配置への活用 ・新任係長職に対する人事評価者研修の実施 ・自己申告制度の毎年実施 ・第3次定員適正化計画の策定 <p>財政的な見地から人件費の抑制はもとより、少子高齢社会の進展、子育て施策の充実等に伴う行政需要の変化に対応できるよう、組織機構や事務事業の精査と人員の配置など、関係部署との緊密な連携を図った。</p> <p><第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の策定 <p>職員が仕事へのやりがいや意欲を持ちながら、積極的に市民や関係団体と協働し、住民満足度も職員満足度も高い「ぬくもりと活力あふ</p>	<p>(人事課)</p> <p>今後も取り組みを進めていく必要がある。</p> <p><第1項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度、新たな昇格制度とも職員に浸透するまで時間がかかるため、人事評価制度等については、継続的に研修が必要 <p><第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数精鋭で業務を行っているため、参加者のスケジュール調整が問題 			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策研究及び研修システムを充実し、」は、「政策研究及び研修システムを充実させ、」の方がよいのでは。 ・進められていると思う。 ・自己申告制度は、上司との対話やコミュニケーションを重視されて、うまくいっているか？（高圧的になっていないか？） ・リスクマネジメント、その基礎となる法令遵守の徹底のための行政に係る法務については、定期的、継続的な研修が必要と考えます。

<p>れるまち」の実現に向け、組織のあり方を示すため策定した。</p> <ul style="list-style-type: none">・管理職研修や民間企業等派遣研修など実効性のある職員研修の実施・政策形成実践研修の継続実施・メンタルヘルス研修の継続実施・職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援・市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施					
---	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(法務政策)</p> <p>第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】</p> <p>条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(総務課)</p> <p>■各課から提案される条例、規則についての審査（上位法や他の条例との整合性のチェック、権利を制限したり、義務を課したりする場合の合理的な説明の明確化など）を実施。</p> <p>※地域独自の自治に必要な政策条例の制定については、総務課が主体となるものではなく、関係各課が主体となる。</p> <p>(例)生駒市まちをきれいにする条例(環境モデル都市推進課) 生駒市空き家等の適正管理に関する条例(建築課) 生駒市景観条例(みどり推進課みどり公園課)</p>	<p>(総務課)</p> <p>・先進的に制定されている条例や「はやり」の条例をコピーのように本市に置き換えて制定してしまわないよう、制定に至る背景を十分認識しながら、本市に即した課題解決の方法を見出していく必要がある。</p>	<p>・法律による義務付け・枠付けの見直しに伴い、条例制定権の拡大が図られるとともに、県の事務の権限委譲が進んでいます。このため、自らの判断と責任において政策実現のための条例等の制定に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>・先進的に制定されている条例などを本市に置き換えて制定しないよう、制定に至る背景を認識しながら、本市に即した課題解決の方法を見出していく必要があると考えます。</p> <p>・要綱による行政指導の範囲を明確にし、必要に応じて条例への移行を検討すべきかと思われれます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・政策実現のための条例等の制定に際し、先進的に制定されている条例などを参考にしながら、本市に置き換えて制定しないよう、制定に至る背景を認識しながら、本市に即した課題解決のための条例を制定した。</p> <p>(例)生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(環境保全課)</p> <p>・要綱による行政指導を条例へ移行することにより、義務を課す場合も生じる可能性があり、また、処分性が生じ、審査請求や行政訴訟の対象となり得るので、慎重な検討が必要である。</p> <p>もちろん、実質的に権利を制限したり、義務を課したりしている場合や、行政指導で実効性を担保できない場合は、条例に移行することを検討していかなければならない。</p>	<p>特になし</p>	<p>・「法律等を解釈し、」は、「法令等を解釈し、」の方がよいのでは。</p> <p><変更理由></p> <p>・「生駒市法令遵守推進条例」では「法令」を用いているため。</p> <p>・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。</p> <p>・自治立法権と法律等の解釈にはより専門的な意見も必要かと思う。</p> <p>・各要綱について条例への移行の必要性について確認されたのでしょうか。されたのであればその結果を報告ください。</p>

条 文	解 説
<p>(法令遵守及び公益目的通報)</p> <p>第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項></p> <p>市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <p>市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。</p> <p><第2項></p> <p>行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為及び公益に反する恐れのある事実がある場合において、職員の公益目的通報制度の適切な運用を市に課しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (市の責務)</p> <p>第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(総務課)</p> <p>(1)職員研修</p> <p>公正な職務の執行を推進し、また、不当要求行為に対し、組織として毅然とした対応を行い、職員ひとりひとりの法令遵守の意識を高めるため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>H24 「官公庁におけるコンプライアンス」 (係長級向け、弁護士による講演)</p> <p>H25 「不当要求防止責任者講習会」 (管理職向け、県警本部職員による講演)</p> <p>H26 「不適切な業務執行の事例及び再発防止に係る報告」 (管理職及び5級以上の職員)</p> <p>H29 「本市の法令遵守推進制度の再確認」 (管理職向け、生駒市法令遵守委員会委員長による講演)</p> <p>(2)公益目的通報制度</p> <p>法令遵守推進条例の規定により、法令遵守委員会を公益目的通報の受付及び必要な調査等を行う組織として定め、運用している。</p> <p>平成22年度～25年度29年度において、実績はない。</p>	<p>(総務課)</p> <p>(1)、(2)について、条例に基づき、適切に運用している。職員の意識が低下することのないよう、常時啓発を行っていく必要がある。</p>			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1項「法令遵守制度について」は、「職員が法令等を遵守し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行できるよう」の方がよいのではないか。 <変更理由> 生駒市法令遵守推進条例第4条第1項参照。 第2項「職員の公益目的通報に関する制度について」は、「職員が公益目的通報に関する制度についてを整備し」の方がよいのでは。 全ての情報が市長に報告される現在の制度は職員の公益目的通報を制約する要因となるため、精度の見直しが必要と考えます。

条 文	解 説
<p>(行政手続)</p> <p>第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための生駒市行政手続条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市行政手続条例】 (目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】</p> <p>条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(総務課)</p> <p>■各課からの行政手続法や行政手続条例の解釈や運用に係る相談に応じてアドバイスを実施。</p> <p>※行政手続法や行政手続条例の運用については、関係各課がその所管業務について主体的に行うものである。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・国民の救済手続の手段の充実・拡大を図るための行政手続法の改正が予定されており、その改正に合わせた適切な運用と、行政手続条例の改正を検討していく必要がある。</p>	<p>・国民の救済手続の手段の充実・拡大を図るための行政手続法の改正がなされましたが、改正があった場合、速やかに行政手続条例の改正検討と適切な運用の必要があると考えます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・国民の救済手続の手段の充実・拡大を図るための行政手続法が平成27年4月1日に改正されたことにより、本市においても、行政手続法の改正の趣旨を踏まえて、生駒市行政手続条例を改正した。(平成27年4月1日施行)</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。</p> <p>・地区計画の手続条例の有無は？また地区計画策定のガイドラインは？</p>

条 文	解 説
<p>(危機管理) 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p>	<p>【解説】 市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(防災安全課) ■防災協定の締結 応急復旧、物資供給、医療、廃棄物処理、福祉避難所等について、他の自治体や民間企業等と 4689 件の防災協定を締結している。</p> <p>(防災安全課) ■避難所運営説明会の開催 大地震発生時の避難所運営について共通の認識を持つために、市職員、施設管理者、自治会長、自主防災会長、民生・児童委員が集まり説明会を各中学校で年1回開催している。</p> <p>(防災安全課) ■市組織の災害対応機能の強化のため職員を対象とした災害対応研修や訓練の実施。</p> <p>(防災安全課) ■防災訓練の実施 各自主防災会が実施する防災訓練等を支援するとともに、地区自治連合会が実施する防災訓練については共催し、防災知識・技術の習得と共助意識の高揚を図り、市と市民との連携体制を確立している。</p>	<p>(防災安全課) 市民の中には、看護師や介護福祉士、建築士等の資格や、無線やオートバイ免許等、災害時に役立つスキルや道具を持つ人に災害時に協力してもらえるよう人材登録の制度を確立することが次の課題として挙げられる。</p> <p>・災害時に市民が持つ力を生かすことができるよう防災士をはじめ資格を持つ人や災害時に役立つスキルを持った人や団体を登録できる仕組みを作り活用していくことが必要。</p>			<p>(防災安全課) 【解説】 市は、阪神淡路大震災以降も毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪武力攻撃、新型インフルエンザや大規模事故の発生など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条文解説の変更は、左記のとおりで良い。 ・今後想定される南海トラフ地震などでは大きな津波等が想定され、想定範囲を超えた人口流入等も予測される。災害においては想定を超えた場合のことも安全弁の一つとして考えておく必要があると思われる。 ・関西広域連合との関係は？ ・災害相互応援協定の締結団体はどこか？ ・市民へのPRはされているか？ ・災害復旧時の協力事業者等を効率的に運用するために必要なルール等を事前に定めることが必要と考えます。

				<p>する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p> <p><解説の変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、タイプの異なる災害が発生しているため。 ・犯罪という表現より自然災害以外の災害という意味の表記が適切。 ・自治体どうしの相互応援協定と民間企業、団体との協定をわかりやすく分けて表現。 	
<p>(環境保全課)</p> <p>■災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定</p> <p>①主体 奈良県都市清掃協議会</p> <p>②締結団体 12市+香芝・王子環境施設組合</p> <p>③締結年月日 平成18年8月28日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書</p> <p>①主体 奈良県</p> <p>②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合</p> <p>③締結年月日 平成24年8月1日 支援要請 地震・豪雨等による大規模災害発生時等</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■警察署使用不能時における施設使用に関する協定</p> <p>①主体 生駒市、生駒警察</p> <p>②締結年月日 平成24年10月10日 警察署使用不能時にエコパーク21を使用</p>				特になし	
<p>(健康課)</p> <p>■医療救護計画</p> <p>H23.5 に生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」を締結したことを受け、同会から医療救護計画が提出され（H25.12）、救護所における活動等について継続的に協議している。</p>	<p>(健康課)</p> <p>・他機関等との協力を得ていても、人事異動等による体制の変更が行政職員の認識及び行動への影響を及ぼしやすいことから、柔軟かつ速やかな編成が可能な仕組みづくりが必要となる。</p>			特になし	

<p>(高齢施策課)</p> <p>■災害時要援護者避難支援事業</p> <p>自然災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、自力で避難できない方が逃げ遅れなく避難できるよう、自治会を中心とした地域での助け合いの体制整備をはかる事業。平成 26 年度から全自治会区域を対象に実施している。</p>	<p>(高齢施策課)</p> <p>・高齢化に伴う避難支援員の なり手不足</p>			<p>特になし</p>	<p>・定期的なフォローと継続が重要 だと思う。</p>
---	---	--	--	-------------	----------------------------------

条 文	解 説
<p>(広聴応答義務)</p> <p>第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。</p> <p><第2項> 市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理及び保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例に規定する要望等の記録の仕組みを活用するほか、この条例に基づき必要な措置を講じるものとします。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (要望等の記録)</p> <p>第6条 職員は、要望等(要望等を行う者(以下「要望者」という。)が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。)を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。</p> <p>2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例施行規則】 (要望等の記録)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めよう努めるものとする。</p> <p>3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかにしない事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要望等を受けた日時 (2) 要望等を受けた方法 (3) 要望等を受けた場所 (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地 (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名 (6) 要望等の件名及び内容 (7) 要望者に対する回答の内容 (8) 要望等への対応の結果 (9) 要望者による記録内容の確認の状況 (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項(記録内容の報告等) <p>第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。</p> <p>3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。 (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>（広報広聴課） ■要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」など、ききみみポスト、たけまるモニター「たけモニ」で意見を収集し、市政に反映している。 要望書は担当課を通じて問題の解決につとめ、実施可能なものはその方法と内容を、市の所管外であるものはその理由を回答している。電子メールでの問い合わせとききみみポストは、回答が必要な場合は担当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考に行っている。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対応をとるよう担当課に求めている。</p>	<p>今後も取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>（広報広聴課） 同じ質問や意見が多いときなどは、市ホームページの「ご意見・問い合わせ」フォームの上部によくある質問をタイムリーに Q&A 方式で掲載し、共有できる仕組みを作ることや、内容不明瞭の投稿が多いききみみポストの運用方法については検討していく必要があると考える。 市民からの要望やメールなどへの市の対応について、年に1回広報紙で要約記事を掲載するようにしています。</p>			特になし	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。</p>
<p>（総務課） ■要望等の記録公表制度 生駒市法令遵守推進条例第5条から第9条の規定に基づき、市民からの要望等に対し、適切な対応を行うとともにその概要を適正に記録し公表している。また、公職者等から職員に対し口頭で受けた要望等を記録し、公表することで、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行に寄与している。 年度別の要望等記録件数の実績は以下のとおりである。 H22 207件 H23 171件 H24 152件 H25 173件(H26.2月分まで)185件 H26 155件 H27 92件 H28 33件 H29 150件</p>	<p>（総務課） 職員が記録する件数が一時減少していたことや、事務負担の増加が懸念されていた。このため、記録等を簡素化するとともに不当要求等は詳細に記述するなど記録の工夫を行ったり、職員に「法令遵守推進制度の手引き」及び「要望等記録報告制度 実務マニュアル」を配布し、記録しやすい環境の整備を行っている。</p>			特になし	

条 文	解 説
<p>(広聴対応)</p> <p>第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市だけでは解決できない課題が多くなってきているため、市民からの要望・意見等を収集し、的確に捉え、施策・政策に反映していくことが求められます。広聴はそういった役割を果たすものであることから、広聴機能の充実を図ることを定めたものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】</p> <p>条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>■要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」、ききみみポスト、たけまるモニター「たけモニ」で意見を収集し、市政に反映している。</p> <p>要望書は担当課を通じて問題の解決につとめ、実施可能なものはその方法と内容を、市の所管外であるものはその理由を回答している。電子メールでの問い合わせとききみみポストは、回答が必要な場合は担当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考にしている。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。</p> <p>また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対応をとるよう担当課に求めている。</p>	<p>今後も取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>・同じ質問や意見が多いときなどは、市ホームページの「ご意見・問い合わせ」フォームの上部によくある質問をタイムリーに Q&A 方式で掲載し、共有できる仕組みを作ることや、内容不明瞭の投稿が多いききみみポストの運用方法については検討していく必要があると考える。</p>	<p>・広聴は市民との関係で言えば大きな役割を果たすものであるから、広く市民の声を聴くよう多様化して行って欲しいと考えます。また、それをどう扱うかについて検討を行う第三者組織若しくは横断的な職員の連絡調整会議のようなものを設置し、職員間の共通認識を持てる仕組みが必要と考えます。</p> <p>・自治会などを通じての意見・要望が多いと思われるが、それ以外のものをどう吸い上げるかという仕掛けを作ることにより、市民参画の意識も目覚めてくるかと考えられます。</p>	<p>(広報広聴課)</p> <p>・広聴業務の担当課として、市民からの声に対して職員間で共通認識を持てる仕組みを作れるように検討を進めていく。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>・無作為抽出による市民満足度調査を行ったり、事業や施策を実施する際は計画段階からアンケートやワークショップを開催したりするなど、市民個人の意見や要望も吸い上げる仕組みづくりを行っています。また、それにより市民参画の意識の醸成もはかっている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・適切に対応⇒何を具体的に適切に対応しているのかを明記。</p> <p>・市民からの苦情等の情報を集約し、全庁的な業務改善に繋げる仕組みを構築することが必要と考えます。</p>
<p>(総務課)</p> <p>■法令遵守委員会の開催</p> <p>要望等の記録その他要望等への対応の状況について調査し、必要な意見を述べるため、以下のとおり法令遵守委員会を開催した。また、調査の結果及び制度運用に対する意見をまとめた報告書を毎年作成している。</p> <p>H24：6回 H25：5回 H26：4回 H27：6回 H28：7回 H29：7回</p>				<p>特になし</p>	

条 文	解 説
<p>(財政運営の基本方針) 第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p>	<p>【解説】 市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(財政経営課) ■財政計画に基づく財政指標の適正管理と中期財政計画の策定と公表 ■厳しい財政の現状に即した中期財政計画を策定・公表するとともに、健全な財政運営に努めた。</p> <p>(財政経営課) ■歳入・歳出の資金需要を的確に把握するとともに基金残高を活用し、一時借入金をゼロに抑えた。 ■歳入・歳出の資金需要を的確に把握した余裕資金の運用によるするとともに基金残高を活用し、一時借入の抑制金をゼロに抑えた。</p> <p>(財政経営課) ■基金を適正に管理、運用した基金利息の確保による一時借入の抑制 ■市債の借入については、元利償還金が普通交付税で措置される率の高い優良起債を活用するとともに、各基金についても、財源として効果的・効率的に活用した。</p>	<p>(財政経営課) ■税収が伸び悩む中、社会保障関係費が増高しており、今後の財政運営を健全に行っていくために、大幅な事務事業の見直し等を進める。</p>			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条文としては、現行でよい。 ・今後は財政運営の困難さが想定されることから、財政計画の適切な検討が求められると思う。 ・中期財政計画の策定方針が担当者により異なるかたちで毎年度見直されているため、中期的計画となりえておらず、政策判断を誤らせる可能性があります。一定の策定方針をルール化するとともに、社会経済環境の変化等に合わせて見直す場合はその理由等を明確化する必要があると考えます。

条 文	解 説
<p>(予算編成、執行及び決算)</p> <p>第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項></p> <p>第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p> <p><第2項></p> <p>地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(予算の執行及び事故繰越し)</p> <p>第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】</p> <p>(予算の執行及び事故繰越し)</p> <p>第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。</p> <p>(1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。</p> <p>(2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。</p> <p>※予算の配当とは、地方公共団体の長が予算執行の担当の各部課に対して行なう執行限度の承認のこと。</p> <p>(3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p>2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。</p> <p>【生駒市予算規則】</p> <p>(予算成立の通知)</p> <p>第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。</p> <p>(予算の執行方針)</p> <p>第9条 市長は予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。</p> <p>(予算執行計画)</p> <p>第9条の2 課長は、8条の規定により通知を受けたときは、前条の予算の執行方針に基づき、速かにその所掌事務に係る予算について予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。</p> <p>3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。</p> </div> <p><第3項></p> <p>予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>（秘書企画課）（財政経営課）</p> <p>■実施計画の策定（～平成25年度）</p> <p>実施計画は、各分野で抱えている課題や推進すべき取り組みなどを体系的に捉え、目的や事業の概要、今後3年間のスケジュール、事業費などを確認しながら計画的に進めていこうとするものであり、その内容は、次年度の予算案に盛り込まれる。</p> <p>→5年間の中期計画を毎年度ローリング方式で策定した。</p> <p>＜策定のスケジュール＞</p> <p>7月：各担当課で実施計画案の作成</p> <p>↓</p> <p>8～10月：ヒアリング</p> <p>↓</p> <p>3月：公表</p> <p>（秘書企画課）</p> <p>■新規・主要事業ヒアリング（平成26年度～）</p> <p>総合計画を2層構造にしたことにより、従来の3層目の実施計画に代わる仕組みとして、「新規・主要事業ヒアリング」を実施した。</p> <p>（財政経営課）</p> <p>■予算編成方針の公表</p> <p>■予算枠配分導入</p> <p>（効果）事業の優先順位をより理解している各部局へあらかじめ予算枠を配分し、その範囲内で各部局が予算編成をすることにより、取捨選択が行いやすくスムーズな予算編成が可能となる。</p> <p>（財政経営課）</p> <p>ホームページに査定状況表、予算の概要、予算書などを公表</p> <p>■広報紙（4月）に新年度の予算と主要な事業を掲載</p> <p>（財政経営課）</p> <p>■毎年度、予算執行方針を年度当初に作成し、職員に周知</p> <p>■ホームページに決算書、施策の成果などを公表</p> <p>■広報紙（11月）に前年度の決算報告を掲載（病院事業会計及び水道事業会計を含む）</p> <p>■H28 決算から、国の統一的な基準による複式簿記・発生主義会計財務書類の作成を行い公表している。</p>	<p>（秘書企画課）</p> <p>・総合計画審議会から、総合計画を2層構成に見直し、3層目を構成していた実施計画の策定を取りやめる主旨の答申を受けたことに伴って、今後、予算編成の前裁きとしての新たな仕組みを構築する必要がある。</p> <p>また、PDCA サイクルマネジメントにより総合計画を進行管理していくうえで、進捗状況の検証結果をシステムティックに予算に反映する仕組みづくりが必要である。</p> <p>（財政経営課）</p> <p>・生駒市の財政状況を市民に平易に理解してもらえる方法を検討する必要がある。</p>	<p>・第19条第3項で総合計画の進行管理を定めていますが、予算編成、行政評価を連動させたPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を進めていく必要があると考えます。</p>	<p>（秘書企画課）</p> <p>・行政評価と予算編成の連動が課題であると認識しており、現在策定中の第6次総合計画では、総合計画と財政、組織が連動することを目標として掲げ、必要な取組を実施する予定。</p> <p>【第19条再掲】</p>	<p>特になし</p>	<p>・第1項「予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、」は、「予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえ、行い、」の方がよいのでは。</p> <p>＜変更理由＞</p> <p>・「行い」の対象が何かはわからないため。</p> <p>・第3項「分かりやすい情報を」は、「分かりやすいく情報を」とした方がよいのではないかと。</p> <p>＜変更理由＞</p> <p>・「単純化された情報」という意味に誤解される可能性があるため。</p> <p>・他市も検討しているような「自治体オンブズマン制度」のようなものが必要かどうかは検討する必要があるのではないかと考える。（監査制度との比較）</p> <p>・新規・主要事業ヒアリングは代表的な事業のみが対象となっており、毎年度の行政評価と予算編成の連動の全容が明確化されておらず、総合的な判断（何を残し、何を切るのか、何と何を統合するのか等）ができない状況にあることから、改めて全事業を対象とした実施計画、事業評価、計画改定と予算編成が連動する仕組みが必要と考えます。</p>

条 文	解 説
<p>(財産管理)</p> <p>第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。</p> <p>(6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(総務課)</p> <p>■7月と11月の年2回、市有財産の状況を公表</p> <p>(総務課)</p> <p>■公有財産については、台帳を紙ベースで及び電算管理で管理し、試行的に電算管理を行っている。年2回各課から土地及び建物の移動状況の報告を受け公有財産台帳に反映し、広報紙で公表している。</p> <p>(財政経営課)</p> <p>■H28の決算から、国の統一的な基準による財務書類の補助簿として、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した固定資産台帳を作成した。</p> <p>(財政経営課)</p> <p>■市が保有する全ての公共施設について、建物の状況や利用状況、コスト状況に関する情報をまとめた施設カルテを作成し、市HPで公表する。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・現在、紙ベースで管理しているものを電算管理を本格的に行い、速やかに情報公開に対応できるようにする。</p> <p>(財政経営課)</p> <p>・整備した固定資産台帳を毎年度更新していくとともに、台帳を活用して維持管理・修繕・更新等を計画的に行っていく必要がある。</p>	/	/	特になし	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・現行の公共施設等総合管理計画は個別施設の具体的な維持管理等の方針を示せておらず、早急に方針（計画）を定め、これに基づくファシリティマネジメントに取り組むことが必要と考えます。</p>

条 文	解 説
<p>(財政状況の公表)</p> <p>第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、この条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。</p> <p>また、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【財政状況の公表に関する条例】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(財政経営課)</p> <p>■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表</p> <p>(病院事業会計及び水道事業会計を含む)</p>				<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条文としては、現行でよい。 ・財政指標等は市民にとって分かりにくいこともあり、財政状況の厳しい状況が十分に広報されておらず、現在の問題点を分かりやすく公表する手段が必要と考えます。

条 文	解 説
<p>(行政評価)</p> <p>第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民及び専門的知識を有するものによる評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）」のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p><第2項> 評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p><第3項> 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画において、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行ってまいります。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(秘書企画課)</p> <p>■総合計画の進行管理（平成22年度～）</p> <p>第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度から総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。</p> <p>検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3～4回～3回の会議を開催し、実施している。</p> <p>進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。</p> <p>検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。</p> <p>【第19条第3項再掲】</p>	<p>(秘書企画課)</p> <p>・平成22年度より検証を開始しており、庁内にも進行管理は概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差がある。</p> <p>【第19条第3項再掲】</p> <p>り、今後も継続的に各所属の会議への出席を求め、全庁的に進行管理を定着させる必要がある。</p> <p>行政分野ごとの計画については、今後、進行管理が行われているかどうかを把握し、進行管理の定着に向けた仕組みづくりが今後の課題である。</p> <p>また、進行管理にあたって進捗状況の評価を行っているが、公募市民委員にあつては、各分野の基礎的な知識や現状認識を十分に持ち合わせていないことから、適切な評価やバランスのとれた意見を提言することは困難であり、市民感覚による評価だけでなく、不足する部分を各行政分野に</p>	<p>・総合計画の進行管理だけでなく、行政分野ごとの計画についても進行管理が行われているかどうか把握し、進行管理の仕組みを検討していくことや個別事業に係る事業評価の実施が必要であると考えます。</p>	<p>(秘書企画課)</p> <p>・総合計画において実施している進行管理が、庁内で浸透してきており、各課で所管している分野別計画においても進行管理が実施されている。</p> <p>[進行管理を行っている分野別計画]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市アクションプラン ・男女共同参画実施計画 ・行政改革大綱後期行動計画 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・教育大綱アクションプラン 	<p>特になし</p>	<p>・条文としては、現行でよい。</p> <p>・他市も検討しているような「自治体オンブズマン制度」のようなものが必要かどうかは検討する必要があるのではないかと考える。(監査制度との比較)</p>

	精通する専門的知識を有する者も加えて評価することが有効。				
<p>(人事課)</p> <p>■部の仕事目標主要施策</p> <p>1 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図ること ・職員が目標を共有して、職務に励むことにより、組織としても力を最大限に引き出すこと ・本市が取り組む事業やその成果を分かりやすく説明すること <p>2 位置付け</p> <p>市長のマニフェスト及びこれを反映した第5次総合計画に沿って予算編成が行われ、毎年度の施政方針で市民などに明らかにしている。その施政方針を具体化するために、組織として本市が取り組む事業やその成果を明らかにするもの。</p> <p>3 自己評価</p> <p>年度末に自己評価を行い、その結果を市民に公表する。</p> <p>市長の施政方針を受け、各部長が、担当分野の仕事に対して年度当初に今年度に取り組む主要な施策（目標）を設定し、取組の着実な進捗を図るための進行管理を行い、年度末に取組の状況・成果を検証し評価を行う。</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度各部署が取り組む施策や事業やその成果について、市民に明らかにすること ・職員が部の主要施策について共有し、取り組むべき施策の方向についてベクトル合わせをすることで、職員が施策実現に向けて職務に励み、組織としての力を最大限に引き出すこと 	<p>(人事課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部によって、設定する目標の実現度合いや厳密な評価基準が統一されていないことが課題。目標を低く設定するか高く設定するかその設定の仕方により、達成度も変わってくる。 			特になし	
				<p>(財政経営課)</p> <p>【解説】</p> <p><第3項></p> <p>行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定であり、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく</p>	<p>・条文解説の変更は、左記のとおりで良い。</p>

				<p>行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。を図ることとしており、そのシステムの中で</p> <p><解説の変更理由></p> <ul style="list-style-type: none">・予算制度と連携した行政評価システムは、行政改革大綱に基づき実施するものではなく、誤解を与えてしまうため、文章を整理。・市民等による評価の必要性は、行政改革大綱だけでなく、他の計画でも同様のことが言えると思うので、例示的に行政改革大綱のことを記載。	
--	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(外部監査) 第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。</p>	<p>【解説】 市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施するとしており、この条例施行後にその内容を検討することになります。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(監査委員事務局) ■公認会計士、弁護士等第三者(専門家)による外部監査の手法や効果、さらには監査委員のあり方について、地方自治法の一部改正も含めて、国(総務省)で検討が行われているところであり、現在それらの情報収集を行っている状況である。 平成29年の地方自治法の改正により、政令で定める市(指定都市及び中核市)以外の市又は町村については、包括的外部監査の頻度を会計年度単位で条例で定めることができることとなった。改正前の制度では、自主的に包括的外部監査契約に基づく監査を受けることを条例で定めた場合、毎会計年度、契約しなければならないこととされていた。しかし、今回の改正による実施頻度の緩和により、包括的外部監査を導入しやすい状況となったものの、併せて監査基準の策定や監査専門委員の設置が可能となるなど、監査委員制度の充実・強化が図られたことにより、総合的に検討する必要があり、情報収集を行っているところである。</p>	<p>(監査委員事務局) ・現行の外部監査制度は、外部監査人自らが特定のテーマを設定することや、監査委員の事務と重複する点等が指摘されている。そのため、平成25年3月に、総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会」が「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」を公表した。その中で、より効率的で専門的、なおかつ市から独立した監査制度を模索した結果として、「監査サポート組織」の創設及び監査委員制度の見直しについて言及がなされた。しかし、組織の機能は何なのか、外部監査の主体が従来通り公認会計士等であるのか等詳細は具体的に決まっていない。なお、平成25年度に包括外部監査を実施した市の数は69団体(うち任意導入7団体)であった。(全国都市監査委員会調べ) ・外部監査制度の検討に当たっては、監査委員が行う監査との整合や効果的な実施方法を検討する必要がある。また、包括的外部監査の委託料は任意導入市で平均700万円～800万円と言われ、予算面からも検討が必要である。なお、平成28年度に包括外部監査を任意導入した市は全国で10団体であった(全国都市監査委員会調べ)</p>	<p>・国において監査委員選任方法、権限、監査事務局の体制、外部監査制度について検討が行われていますが、その状況を的確に把握する必要があると考えます。</p>	<p>(監査委員事務局) ・地方自治法の改正内容や総務省の研究会報告等、内容の把握に努めている。</p>		<p>・条文としては、現行でよい。 ・他市も検討しているような「自治体オンブズマン制度」のようなものが必要かどうかは検討する必要があるのではないかと考える。(監査制度との比較)</p>

自治基本条例見直し作業（進捗状況調査）への委員意見

・引き続き、このルーティンワークを着実に積み上げていくことが重要だと考えます。
継続は力なりですので、引き続き庁内でこのシートを共有するなど、研修体制を維持してください。